

## 特定事業所集中減算に係る届出について

全ての居宅介護支援事業所は、年2回（前期・後期）、判定期間に居宅介護計画に位置付けた対象サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）の紹介率最高法人の名称等について記載した書類を作成し、**対象サービスのいずれかについて紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合**、市長に届け出ることとされています。（※「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）」別表イの注7による）

つきましては、該当する事業所は、以下に記載する書類を提出してください。

なお、届出により、正当な理由の有無を審査し、その結果を後日通知します。

### 記

#### 1 作成方法

「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」（別紙1）に記載の通り

#### 2 提出書類

- (1) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書チェック表」、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<別紙3-2>」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表<別紙1-1>」  
※市ホームページ介護報酬に係る届出（加算・減算等）1-2 届出（申請）用様式集内
- (2) ・「居宅介護支援における特定事業所集中減算」（提出用兼保存用）様式1  
・「様式2」については正当な理由(5)または(6)に該当する場合のみ提出及び保存  
※必要事項がすべて記載されていれば、事業所独自様式を利用することも可能。
- (3) 特定事業所集中減算チェック表【福岡市】
- (4) **「正当な理由」がある場合は、確認資料を添付すること**

#### 3 判定期間 前期（3月～8月サービス提供分）、後期（9月～2月サービス提供分）

#### 4 留意事項

**前回の本減算対象事業所で、今回は減算対象とならない場合は**、本減算の取り下げにかかる加算届出及び根拠資料を提出すること。

#### 5 提出期限 前期：毎年9月15日、後期：毎年3月15日 ※15日が休日の場合は前開庁日

#### 6 提出方法・提出先

- (1) 電子申請・届出システムによる提出 **※原則として本システムにより提出してください。**
- (2) 郵送等による提出  
やむを得ず郵送等で提出する場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 チェック表」の下部にある「電子申請による申請（届出）ができない理由」に記載のうえ、以下のとおり福岡市役所福祉局高齢社会部事業者指導課宛に提出してください。

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所 福祉局事業者指導課 宛

※封筒の表に朱書きで「特定事業所集中減算に係る届出 在中」と記載してください。

#### 7 様式掲載場所

福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市ホームページ>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関する事>指定・運営に関する各種手続き>居宅介護支援事業所に係る各種届出>1. 特定事業所集中減算

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市福祉局 高齢社会部 事業者指導課 在宅指導係  
電話：092-711-4257